

令和8年度保育所利用のご案内

保育所を利用するには どうすればいいの？

神奈川区役所 こども家庭支援課

令和8年4月

令和8年度利用案内をあわせてご確認ください。

令和9年度の利用申請については、10月発行予定の「令和9年度保育所等利用案内」をご確認ください。

働きたいけれどこどもの
預け先ってどんなところ
があるの？

仕事をしていないと保育
園には預けられないの？

保育施設ってどうやっ
てえらばいいの？

保育所の申込の時期は？

隣の区の保育園に
通いたいんだけど...



認可外の保育施設は
どうやって申し込むの？

認可保育所等に預ける

お住まいの区の
こども家庭支援課に申請

保育所入所までの3ステップ！

1. 利用案内等を確認

- ① 認可保育所等を利用できる方について
- ② 認可保育所等の申請スケジュール

2. 希望施設を検討

- ① 保育施設の種類を確認
- ② 保育施設の情報を確認
- ③ 施設見学などで情報収集

3. 利用申請

(窓口・郵送・オンライン)

- ① お住まいの区のこども家庭支援課に申請(認可保育所等)

1. 利用案内等を確認

保育所等利用案内

令和8年度
横浜市保育所等利用案内

この案内の保育所等とは、
①認可保育所 ②認定こども園（保育利用） ③家庭的保育事業 ④小規模保育事業
⑤事業所内保育事業（地域枠）等の施設・事業のことです。
※この利用案内の他に、各区の利用案内等も必ずご確認ください。
各区役所こども家庭支援課のウェブサイト、もしくは各区役所にて配布しています。

令和8年4月一次利用申請の
申請締切日は11月6日（木）です。
△保育が本当に必要になるのはいつですか？
・保育所等の利用が本当に必要な時期に限って、ご申請ください。
・内定辞退はお控えください。
※真に保育を必要とするお子さんが保育所等を利用できなくなる原因になるほか、
園の運営にも多大な影響を及ぼします。

おすすめ

■この利用案内、様式のダウンロードはこちら！
令和8年度 保育所 利用案内

※「運動的ケアサポート保育室」の概要や「運動的ケアが必要なお子様の保育所等の利用に関するご案内」は
こちらに掲載しています。また、「利用開始の通知書等」もこちらから確認いただけます。

■教えて！コンシェルジュさん
保育所等の種類や、申請の方法・スケジュールなどのポイントを解説した
動画（約10分）を配信していますので、申請の第一歩に、ぜひご活用ください。
※各内容の詳細については、利用案内も必ずご確認ください。

教えて！コンシェルジュさん 横浜市

令和8年度の年齢別クラスは次のとおりです。

クラス（年齢帯）	生年月日
0歳児	令和7年（2025年）4月2日～
1歳児	令和6年（2024年）4月2日～令和7年（2025年）4月1日
2歳児	令和5年（2023年）4月2日～令和6年（2024年）4月1日
3歳児	令和4年（2022年）4月2日～令和5年（2023年）4月1日
4歳児	令和3年（2021年）4月2日～令和4年（2022年）4月1日
5歳児	令和2年（2020年）4月2日～令和3年（2021年）4月1日

1

まずは、保育所等利用案内と申請書を手に入しましょう。

●「保育所等利用案内」は、各区のこども家庭支援課や横浜市のウェブサイトで入手できます。 ※年度ごとに発行されます。

※横浜市における給付認定や利用申請に関する手続き、必要書類について掲載していますので、内容をよく読んだうえで申請してください。また、申請にあたっては、各区版の利用案内もあわせて参照してください。

令和8年度に保育所等の
利用を希望する方へ



最初に確認！



保育施設等におけるクラス年齢の考え方

保育施設等は、生後57日から利用できます。(施設により入所可能年齢は異なります)

生年月日	クラス年齢	
	令和8年度	令和9年度
令和3年(2021)4月2日～令和4年(2022)4月1日	4歳児(年中)	5歳児(年長)
令和4年(2022)4月2日～令和5年(2023)4月1日	3歳児(年少)	4歳児(年中)
令和5年(2023)4月2日～令和6年(2024)4月1日	2歳児	3歳児(年少)
令和6年(2024)4月2日～令和7年(2025)4月1日	1歳児	2歳児
令和7年(2025)4月2日～令和8年(2026)4月1日	0歳児	1歳児
令和8年(2026)4月2日～	0歳児	

令和8年4月2日以降に
生まれたお子さんは
令和9年度も0歳児クラス

1. 利用案内等を確認

① 認可保育所等^{※1}を利用できる方について

※1 認可保育所・認定こども園（保育利用）・地域型保育事業

小学校就学前のお子さんで、保護者のいずれもが次のような状況にあり、保育を必要とする場合に利用できます。

保育を必要とする事由	給付認定の有効期間
会社や自宅を問わず、月64時間以上働いているとき	最長、就学前まで
妊娠しているとき、出産の準備や出産後の休養が必要なとき	母子手帳の交付を受けた保護者が希望する日から、出産または出産予定日から起算して8週間後の日の翌日の属する月の末日
病気・けがや障害のため保育を必要とするとき	最長、就学前まで
病人や障害者、要介護者を月64時間以上介護しているとき	最長、就学前まで
自宅や近所の火災などの災害の復旧にあたっているとき	最長、就学前まで
仕事を探しているとき（求職中）	3か月以内
大学や職業訓練校などに月64時間以上通っているとき	通学期間中
虐待や配偶者等からのDV（家庭内暴力）のおそれがあるとき	最長、就学前まで
育児休業を終了し、仕事に復帰するとき ※2	最長、就学前まで

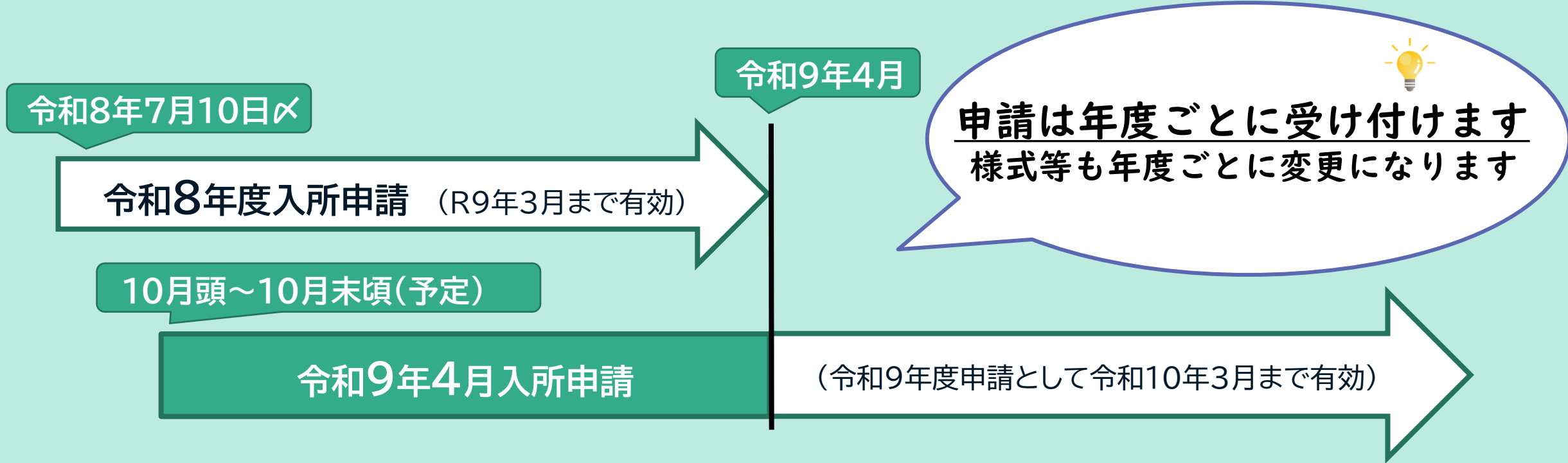
※2 育児休業明けの利用について

保育所等の利用が決まった場合には、利用開始月中に育児休業を終了し、利用開始日の翌月1日までに復職する必要があります。（例）4月1日入所の場合は、5月1日までに復職が必要

1.利用案内等を確認

② 認可保育所等の申請スケジュール

例えば、令和8年8月から利用したい場合



※ 令和8年度中に保育所の利用が決定せず、引き続き申請を希望する場合には、あらかじめ令和9年4月入所の申請をする必要があります。

1. 利用案内等を確認

利用案内
P12-13

利用案内
P20-21

② 認可保育所等の申請スケジュール

年度内毎月1日入所の利用申請

令和8年度保育所
等利用案内を入手※

利用希望月の前月10日頃締切
お住まいの区に申請書類を提出
または、オンライン申請

内定

保留

令和9年3月まで自動的に
翌月の利用調整の対象

令和8年度中に保育所の利用
が決定せず、引き続き入所を
希望する場合には、改めて令
和9年4月入所の申請が必要

※配布場所：区役所、かなーちえ

または横浜市ウェブサイト「令和8年度に保育所等の利用を希望する方へ」よりダウンロード可

《参考》令和8年4月入所スケジュール

(令和9年入所の日程は8月頃お知らせ予定)

令和7年
9月12日

就労証明書
配布開始
ウェブサイトでも公開

令和7年

10月1日

ウェブサイトで公開

10月10日

紙での配布開始 ※

令和8年度保育所等利用案内を入手

令和7年

10月10日

申請
(郵送/オンライン)
受付開始

令和7年

11月6日

締切

令和8年

2月上旬

利用調整結果
通知を受領

※配布場所：区役所、認可保育所、かなーちえ、地域ケアプラザ、地区センター、
横浜駅行政サービスコーナーまたは横浜市ウェブサイトよりダウンロード可

2.希望施設を検討

① 保育施設の種類を確認

認可保育所から届出済の認可外保育施設まで様々な種類があります。

種類		年齢	申し込み	保育の必要性の認定
認可保育所		0～5歳児		必要
認定こども園(保育利用)				
保育事業 地域型	小規模保育事業	0～2歳児	お住まいの 区の区役所	就労や病気などの保育の 必要性がある場合に利用 できます
	家庭的保育事業			
	事業所内保育事業(地域枠)			
企業主導型保育事業				
届出済の認可外保育施設		施設に 確認	施設に直接	施設に確認

※施設により受入開始年齢は異なります。

2.希望施設を検討

お住まいの区の
こども家庭支援課に申請

① 保育施設の種類を確認

認可保育所等

保護者のいずれもが就労や病気などのためにお子さんの保育を必要とする場合に利用することができます。（保育の必要性の認定が必要）
利用については、お住まいの区のこども家庭支援課に申請が必要です。

認可保育所等

対象年齢
(施設により受入開始
年齢が異なります)

認可保育所		対象年齢 (施設により受入開始 年齢が異なります)
認可保育所	保護者の就労や病気などのためにお子さんの保育を必要とする場合に、保護者にかわって保育する児童福祉施設です。	0～5歳児
認定こども園(保育利用)	教育・保育を一体的に行う施設で、①就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能、②地域における子育て支援を行う機能を備える施設です。	0～5歳児
地域型 保育事業	小規模保育事業	3歳児以降の受け入れ先として、認定こども園、幼稚園、認可保育所のいずれかを連携施設として設定しています。
	家庭的保育事業	
	事業所内保育(地域枠)	

2.希望施設を検討

施設に直接申し込み

① 保育施設の種類を確認

届出済の認可外保育施設等

認可外保育施設とは、児童福祉法に基づく児童福祉施設として認可を受けていない保育施設の総称です。利用については、施設に直接申し込みます。区役所への利用申請は不要です。実際に施設を見学するなど、ご自身で保育内容や契約条項等をご確認ください。

保育所等	保育の必要性の認定	対象年齢	利用料金
企業主導型 保育事業	認定が必要 就労や病気などの保育の必要性がある場合に利用できます。	0～5歳児 (施設により保育年齢が異なります)	各施設が独自に 定めた年齢ごとの 保育料を支払 います。
届出済の 認可外保育施設	認定は不要	0～5歳児 (施設により保育年齢が異なります)	

横浜市ウェブサイトのリンク先から保育・教育施設の検索！



子ども・子育て
支援情報公表
システム
ここdeサーチ

2.希望施設を検討

② 保育施設の情報を確認

施設の情報を確認しましょう

受入開始クラス年齢（月齢）、開所時間などを確認しましょう。
また、毎日通える施設かどうか、通勤経路も含めて確認しましょう。

クラス年齢の考え方
令和8年度の1歳児クラスは、
令和8年4月1日現在で満1歳のお誕生日を迎えているお子さんが対象です。

他区の施設も申請OK！

認可保育所等は、横浜市内であればどの区の施設でも申請できます。施設の情報は、下記のウェブサイトに掲載されている他、神奈川区役所の保育担当303窓口で配布しています。

施設名	住所	電話番号	開所時間
横浜南保育所	横浜市南区南町1-1-1	045-651-1111	8:30-18:30
横浜東保育所	横浜市東区東町1-1-1	045-651-1111	8:30-18:30
横浜北保育所	横浜市北区北町1-1-1	045-651-1111	8:30-18:30
横浜西保育所	横浜市西区西町1-1-1	045-651-1111	8:30-18:30
横浜中央保育所	横浜市中央区中央町1-1-1	045-651-1111	8:30-18:30
横浜南西保育所	横浜市南区南西町1-1-1	045-651-1111	8:30-18:30
横浜北西保育所	横浜市北区北西町1-1-1	045-651-1111	8:30-18:30
横浜南東保育所	横浜市南区南東町1-1-1	045-651-1111	8:30-18:30
横浜北東保育所	横浜市北区北東町1-1-1	045-651-1111	8:30-18:30
横浜中央西保育所	横浜市中央区中央西町1-1-1	045-651-1111	8:30-18:30
横浜中央東保育所	横浜市中央区中央東町1-1-1	045-651-1111	8:30-18:30
横浜南中央保育所	横浜市南区南中央町1-1-1	045-651-1111	8:30-18:30
横浜北中央保育所	横浜市北区北中央町1-1-1	045-651-1111	8:30-18:30
横浜南中央西保育所	横浜市南区南中央西町1-1-1	045-651-1111	8:30-18:30
横浜南中央東保育所	横浜市南区南中央東町1-1-1	045-651-1111	8:30-18:30
横浜北中央西保育所	横浜市北区北中央西町1-1-1	045-651-1111	8:30-18:30
横浜北中央東保育所	横浜市北区北中央東町1-1-1	045-651-1111	8:30-18:30



施設情報はこちら

神奈川区サイト
「令和8年度に保育所等の利用を希望する方へ」

保護者向け園選びサイト
「えんさがしサポート
☆よこはま保育」



神奈川区保育所等施設一覧

神奈川区保育所等施設案内

2.希望施設を検討

② 保育施設の情報を確認

施設見学で入園前に確認しましょう（事前に施設にお問い合わせ）

保育の方針や食育へのこだわり等、各園ごとに良さがありません。実際に見学をして、施設の雰囲気、保育者の様子、在園児さんの様子などを見てみましょう。また、アレルギー対応や不安な点なども確認しておきましょう。見学の予約は、事前に施設にお問い合わせください。

開所予定の新設園も調べましょう

下記のウェブサイトから新規開設園の情報も確認しましょう。開園前のため見学はできませんが、法人への問合せやウェブサイトでの情報収集などで検討してみましょう。

※行事の関係等で見学の受け入れをお休みしている場合があります。

各園ともに園児の安全を第一に考えて対応しています。

各施設のウェブサイトなども参考に、可能な範囲での情報収集にご協力ください。

横浜市で保育施設を
探している方へ
(見学のポイントなど)



令和8年度
整備事業について
(随時更新)



開所予定の
新設園もCHECK！



3.利用申請

利用案内
P12-13

① お住まいの区の子ども家庭支援課に申請（認可保育所等）

保育所の利用申請方法には、窓口・郵送・オンラインの3種類があります。

年度の途中（令和8年5月以降）の利用を希望する場合は、「窓口・郵送・オンライン」のいずれかの申請が可能です。申請方法や申請締切日等については、利用案内P12-13を確認ください。令和9年4月1日からの利用を希望する場合の申請方法は、10月発行予定の「令和9年度横浜市保育所等利用案内」をご確認ください。

オンライン申請をする場合

横浜市に住民登録がありマイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルからオンラインで利用申請できます。詳しくは、オンライン申請のウェブサイトをご確認ください。

STEP.1

16～18ページの必要書類（添付書類）を準備し、データ化※します。



STEP.2

横浜市ウェブサイトのオンライン申請のページを読みマイナポータルから申請します。

※「文字がはっきり読み取れる」データであることを確認してください。

- 給付認定申請書、利用申請書、マイナンバー記入用紙の作成は不要です。
- 受付期間は、郵送や窓口と同じです。

詳しくはオンライン申請のページへ



- 申請フォームへの入り口はこのページに掲載しています。
- 注意事項やよくある質問を記載しています。

または、横浜市ウェブサイトの【保育所等利用のオンライン申請】を検索

3.利用申請

① 申請書を作成し、お住まいの区のこども家庭支援課に申請

申請書は正確に記入・入力できていますか？書類はすべて揃っていますか？

給付認定・利用調整に影響する場合がありますので、漏れや内容に誤りがないことを確認しましょう。必要書類については、利用案内P16-18を確認してください。
申請書の記入方法は、下記サイト内の「令和8年4月利用開始一次申請 保育所等申請書の記入について（PDF）」もご参照ください。

神奈川区ウェブサイト
こどもの預け先について相談する



希望の施設を記入する際のポイント

希望施設は通える範囲でなるべく多くの施設を申請した方が入所の可能性は上がります。また、空きがなくても申請は可能です。希望施設は、入所を希望する順に記入してください。
0～2歳児クラスのお子さんは、小規模保育などの地域型保育事業も検討をしてみましょう。

小規模保育事業とは



申請期間内に申請を！

申請期間を過ぎて提出された書類は、翌月以降の利用調整の対象となります。
郵送申請の場合は、締切日必着。オンライン申請の場合は、締切日送信分が有効です。
オンラインの申請には40～60分程度かかります。必ず余裕を持って手続きしてください。

利用調整・結果通知について

横浜市が利用調整を行います

利用調整とは、保護者が希望する保育所等の中から、利用できる保育所等の調整を横浜市が行うことです。横浜市の基準に基づき、ランク判定等を行い、優先順位を判断します。例えば、就労の場合、就労証明書等に記載された就労日数や時間等により利用調整のランクや調整指数の判定を行います。詳細については、利用案内P21でご確認ください。

利用調整の結果は、「施設・事業利用調整結果通知書」または「施設・事業利用調整結果（保留）通知書」によりお知らせします。

利用調整の優先順位の基本的な考え方

ランク

+

調整指数



同一のランクで並んだ場合、家庭の状況に応じて調整指数が付与されます。

同一ランク・同一指数で並んだ場合の優先順位

1. 類型間の優先順位
2. 養育している小学生以下の子どもが多い世帯
3. 経済的状況(合計所得金額)が低い世帯

幼児教育・保育の無償化について

3歳児から5歳児クラスのこども及び市民税非課税世帯の0歳児から2歳児クラスのこどもを対象に、令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化を実施しています。

	認可保育所 認定こども園 (保育)等	施設型給付園 認定こども園(教育)		私学助成園		認可外保育施設 一時保育等
		教育部分	預かり保育	教育部分	預かり保育	
3～5歳児 クラス	無償	無償	無償※ (上限11,300円)	無償 (上限25,700円)	無償※ (上限11,300円)	無償※ (上限37,000円)
満3歳児 3歳になった日から最初の 3月31日までにあるこども		無償	×	無償 (上限25,700円)	×	
市民税非課税世帯の 満3歳児 3歳になった日から最初の 3月31日までにあるこども		無償	無償※ (上限16,300円)	無償 (上限25,700円)	無償※ (上限16,300円)	
市民税非課税世帯の 0～2歳児クラス	無償	※ 無償化には、保育の必要性の認定が必要です。				無償※ (上限42,000円)

よくあるお問い合わせ

Q1. 育児休業中です。認可保育所等を申請できますか？

- ・ 育児休業中はご家庭で保育ができるため、原則利用申請ができません。そのため、育児休業を終了し、現在の雇用先に復職することを前提とした申請となります。保育所の利用が決まった場合には、利用開始月中に育児休業を終了し、利用開始日の翌月1日までに復職する必要があります。
- ・ 育児休業からの復職時にきょうだいが同時に新規申請する際のお取り扱いについては、横浜市ウェブサイトをご覧ください。

きょうだい同時の保育所等の利用申請に関する取扱いについて



Q2. 神奈川区在住です。

神奈川区以外の保育施設を申請すると不利になりますか？

- ・ 市内であれば他区の施設を申請しても不利にはなりません。お住まいの区に申請してください。
- ・ 市外の施設を申請したい場合は、施設所在地の自治体と、お住まいの区のこども家庭支援課にあらかじめご相談ください。

利用申請に関するQ&A



※この他、利用案内のP29およびウェブサイトにもQ&Aがあります。

お困りのことがありましたら、 保育・教育コンシェルジュにご相談ください

私の働き方だと、保育施設は
どんな選択肢があるの？

認可の保育所にはどうやって
申し込めばいいの？

保育園から幼稚園に移りたい
のだけど…？

コンシェルジュ窓口相談（予約制）

☆ 電話予約 045-411-7157
神奈川区こども家庭支援課保育・教育担当

☆ アプリから予約
横浜市子育て応援アプリ
『パマトコ』



※パマトコから予約できない場合は、
お電話でお問い合わせください。

★8月～10月初旬までは予約が大変混み合います。ご希望の方は早めに予約ください。